

○ 山口県警察本部組織規則

昭和 29 年 7 月 1 日
公安委員会規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、山口県警察本部組織条例（昭和 29 年山口県条例第 26 号）第 4 条の規定に基づき、分課を設けるとともに組織上必要な事項を定めるものとする。

(分課及びその他の組織)

第 2 条 山口県警察本部（以下「本部」という。）の警務部に、次の 8 課及び 1 室を置く。

総務課
警察県民課
会計課
情報技術推進課
警務課
留置管理課
教養課
厚生課
監察官室

2 本部の生活安全部に次の 4 課を置く。

生活安全企画課
人身安全・少年課
生活安全捜査課
サイバー犯罪対策課

3 本部の地域部に次の 2 課及び 1 隊を置く。

地域企画課
通信指令課
自動車警ら隊

4 本部の刑事部に次の 6 課、1 所及び 1 隊を置く。

刑事企画課
捜査支援分析課
捜査第一課
捜査第二課
組織犯罪対策課
鑑識課
科学捜査研究所
機動捜査隊

5 本部の交通部に次の4課及び2隊を置く。

交通企画課

交通規制課

交通指導課

運転免許課

交通機動隊

高速道路交通警察隊

6 本部の警備部に次の3課及び1隊を置く。

公安課

警備課

外事課

機動隊

7 警務部総務課に取調べ監督管理室を、警務部警察県民課に犯罪被害者支援室を、警務部警務課に企画室、人材戦略室及び警務管理室を、警務部厚生課に健康管理室を、地域部地域企画課に鉄道警察隊を、刑事部捜査第一課に検視官室を、刑事部組織犯罪対策課に特殊詐欺対策室を、警備部警備課に警備対策室を、警備部外事課に国際テロリズム対策室を置く。

8 本部に山口県警察学校（以下「警察学校」という。）を附置する。

（職制及び職務）

第3条 部に部長、課に課長、室に室長、所に所長、隊に隊長、警察学校に校長を置く。

2 前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、部に参事官、首席監察官及び参事を置くことができる。

3 部長は、警察本部長（以下「本部長」という。）の命を受け、部務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

4 参事官、首席監察官及び参事は、上司の命を受け、部務のうち重要事項に係るものを総括整理する。

5 課長、室長、所長及び隊長は、上司の命を受け、課、室、所及び隊の所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6 校長は、本部長の命を受け、校務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

（課等の事務）

第4条 警務部に属する課及び室の事務は次のとおりとする。

総務課

(1) 機密に関すること。

(2) 秘書に関すること。

(3) 公印の管守に関すること。

(4) 公安委員会の庶務に関すること。

(5) 広報に関すること。

- (6) 警察署長会議に関する事。
- (7) 警察音楽隊に関する事。
- (8) 被疑者の取調への適正を確保するための監督の措置に関する事。
- (9) その他本部長の特命事項に関する事。

警察県民課

- (1) 警察安全相談に関する事。
- (2) 情報の公開に関する事。
- (3) 個人情報の保護に関する事。
- (4) 文書事務の指導及び調査に関する事。
- (5) 文書事務の管理改善に関する事。
- (6) 公文書の収受、発送、編集及び保存に関する事。
- (7) 浄書及び印刷に関する事。
- (8) 犯罪被害者支援に関する企画、調査及び総合調整に関する事。
- (9) 犯罪被害者等給付金に関する事。
- (10) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関する事。
- (11) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事。

会計課

- (1) 予算、決算及び会計に関する事。
- (2) 財産及び物品の管理及び処分に関する事。
- (3) 会計の監査に関する事。
- (4) 庁舎等の営繕に関する事。
- (5) 警察装備に関する事。
- (6) 車両の運行管理及び整備に関する事。
- (7) 職員の支給品及び貸与品に関する事。
- (8) 遺失物に関する事。

情報技術推進課

- (1) 所管行政に関する情報の管理に関する企画に関する事。
- (2) 所管行政に関する情報システムの整備及び管理に関する事。

警務課

- (1) 部の事務の総合調整に関する事。
- (2) 警務警察の運営に関する企画に関する事。
- (3) 組織及び定員に関する事。
- (4) 職員の任免、人事評価、給与、分限及び服務に関する事。
- (5) 退職手当に関する事。
- (6) 所管行政の調査、企画及び総合調整に関する事。
- (7) 規則、規程その他の重要文書の審査に関する事。

- (8) 事務能率の増進に関すること。
- (9) 警察統計（犯罪統計を除く。）に関すること。
- (10) 国際協力関係事務の連絡調整に関すること。
- (11) 公務災害補償に関すること。
- (12) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付及び見舞金に関すること。
- (13) 本部の各部の庶務に関すること（本部長が定めるものに限る。）。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課及び室の主管に属しないこと。

留置管理課

- (1) 留置施設の管理に関すること。
- (2) 被留置者の取扱いに関すること。

教養課

- (1) 職場教養に関すること。
- (2) 学校教養に関すること。
- (3) 警察術科教養に関すること。
- (4) 教養施設の管理に関すること。

厚生課

- (1) 職員の福利厚生に関すること。
- (2) 職員の健康管理に関すること。
- (3) 警察共済組合に関すること。
- (4) 警察職員互助会に関すること。
- (5) 恩給に関すること。

監察官室

- (1) 監察に関すること。
- (2) 懲戒及び表彰に関すること。
- (3) 訟務に関すること。
- (4) 損害賠償に関すること。
- (5) その他本部長の特命事項に関すること。

2 生活安全部に属する課の事務は、次のとおりとする。

生活安全企画課

- (1) 部の事務の総合調整に関すること。
- (2) 生活安全警察の運営に関する企画に関すること。
- (3) 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関すること。
- (4) 犯罪の予防に関すること。
- (5) 古物営業法（昭和24年法律第108号）の施行に関すること（生活安全捜査課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 質屋営業法（昭和25年法律第158号）の施行に関すること（生活安全捜査課の主管に属するものを除く。）。
- (7) 警備業法（昭和47年法律第117号）の施行に関すること（生活安全捜査

課の主管に属するものを除く。)

- (8) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の施行に關すること（生活安全捜査課の主管に属するものを除く。)
- (9) 盜難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）の施行に關すること（生活安全捜査課の主管に属するものを除く。)
- (10) 銃砲刀劍類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の施行に關すること（生活安全捜査課及び組織犯罪対策課の主管に属するものを除く。)
- (11) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の施行に關すること（生活安全捜査課及び組織犯罪対策課の主管に属するものを除く。)
- (12) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）の施行に關する事務で公安委員會の所掌に属するものに関すること（生活安全捜査課の主管に属するものを除く。)
- (13) 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）の施行に關する事務で公安委員會の所掌に属するものに関すること（生活安全捜査課の主管に属するものを除く。)
- (14) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）の施行に關する事務で公安委員會の所掌に属するものに関すること（生活安全捜査課の主管に属するものを除く。)
- (15) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に關する事務で公安委員會の所掌に属するものに関すること（生活安全捜査課の主管に属するものを除く。)
- (16) 風俗營業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の施行に關すること（人身安全・少年課及び生活安全捜査課の主管に属するものを除く。)
- (17) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）の施行に關すること（人身安全・少年課及び生活安全捜査課の主管に属するものを除く。)
- (18) 金属くず類回収業に関する条例（昭和32年山口県条例第32号）の施行に關すること（生活安全捜査課の主管に属するものを除く。)
- (19) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課の主管に属しないこと。

人身安全・少年課

- (1) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の施行に關すること。
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に關すること。
- (3) 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）の施行に關すること。
- (4) 子供及び女性の人身安全対策に関すること。

- (5) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の施行に関する
こと。
- (6) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17
年法律第124号）の施行に関すること。
- (7) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23
年法律第79号）の施行に関すること。
- (8) 行方不明者発見活動に関すること。
- (9) 酩酊者、行方不明者、迷い子その他の応急の救護を要する者の保護に関する
こと。
- (10) 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律
第103号）の施行に関すること。
- (11) 少年の非行防止に関すること。
- (12) 少年指導委員に関すること。
- (13) 少年の補導に関すること。
- (14) 少年相談に関すること。
- (15) 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関する
こと。
- (16) 少年を取り巻く有害環境の浄化に関すること。

生活安全捜査課

- (1) 公害関係事犯その他の環境関係事犯の取締りに関すること。
- (2) 保健衛生関係事犯の取締りに関すること（組織犯罪対策課の主管に属するも
のを除く。）。
- (3) 経済関係事犯の取締りに関すること。
- (4) 銃砲刀剣類、火薬類、核原料物質、高圧ガスその他の危険物の取締りに関す
ること（組織犯罪対策課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 売春その他の風俗関係事犯の取締りに関すること。
- (6) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。
- (7) インターネット異性紹介事業に係る法令違反の取締りに関すること。
- (8) 古物営業、質屋営業、警備業、探偵業及び金属くず類回収業に係る法令違反
の取締りに関すること。
- (9) 特定金属に係る法令違反の取締りに関すること。
- (10) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号）の施
行に関すること。
- (11) 山口県迷惑行為防止条例（平成12年山口県条例第47号）の施行に関する
こと。
- (12) 小型船舶等による危険な行為の規制に関する条例（平成21年山口県条例第
36号）の施行に関すること。

- (13) 少年犯罪の捜査に関する事。
- (14) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関する事。
- (15) 他の課の主管に属しない特別法令違反の取締りに関する事。

サイバー犯罪対策課

- (1) サイバー犯罪の予防に関する事。
- (2) サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する事。
- (3) サイバー犯罪の取締りのための技術的支援に関する事。

3 地域部に属する課及び隊の事務は、次のとおりとする。

地域企画課

- (1) 部の事務の総合調整に関する事。
- (2) 地域警察の運営に関する企画に関する事。
- (3) 地域警察に関する事（通信指令課及び自動車警ら隊の主管に属するものを除く。）。
- (4) 水上警察に関する事。
- (5) 鉄道警察に関する事。
- (6) 警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用に関する事。
- (7) 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関する事。
- (8) 警察有線通信の運用に関する事。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課及び隊の主管に属しない事。

通信指令課

- (1) 通信指令に関する事。
- (2) 警察無線通信の運用に関する事。

自動車警ら隊

- (1) 自動車警ら活動に関する事。
- (2) 事件又は事故の発生時の初動警察活動に関する事。

4 刑事部に属する課、所及び隊の事務は、次のとおりとする。

刑事企画課

- (1) 部の事務の総合調整に関する事。
- (2) 刑事警察の運営に関する企画に関する事。
- (3) 犯罪捜査の合理化及び能率化に関する事。
- (4) 刑事法令一般の調査及び研究に関する事。
- (5) 捜査技術の研究及び指導に関する事。
- (6) 刑事資料の調査及び収集に関する事。
- (7) 刑事教養に関する事。
- (8) 犯罪捜査の連絡共助に関する事。
- (9) 涉外犯罪に関する事。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課、所及び隊の主管に属しない事。

捜査支援分析課

- (1) 犯罪捜査の支援に関すること。
- (2) 犯罪の情勢及び手口に関する情報その他の犯罪の捜査に必要な情報の総合的な分析に関すること。
- (3) 犯罪統計に関すること。
- (4) 照会センター業務に関すること。

捜査第一課

- (1) 殺人、強盗その他の凶悪犯の捜査に関すること。
- (2) 暴行、傷害その他の粗暴犯の捜査に関すること。
- (3) 窃盗犯の捜査に関すること。
- (4) 人質犯罪及び誘拐犯罪の捜査に関すること。
- (5) 過失犯の捜査に関すること。
- (6) 移動警察に関すること。
- (7) 死体の検視及び見分に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課の主管に属しない犯罪の捜査に関すること。

捜査第二課

- (1) 偽造、贈収賄、詐欺、背任、横領その他の知的犯罪の捜査に関すること。
- (2) 公職の選挙、国民投票その他の投票及び住民の直接請求に係る犯罪の捜査に関すること。

組織犯罪対策課

- (1) 組織犯罪対策に関する企画及び総合調整に関すること。
- (2) 組織犯罪に関する資料及び情報の収集、整理及び分析に関すること。
- (3) 国際捜査共助に関すること。
- (4) 犯罪による収益の移転防止に関すること。
- (5) 暴力団に係る犯罪の取締りに関すること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の施行に関すること。
- (7) 山口県暴力団排除条例（平成22年山口県条例第37号）の施行に関すること。
- (8) 前3号に掲げるもののほか、暴力団対策に関すること。
- (9) 麻薬、覚醒剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること。
- (10) 前号に掲げるもののほか、薬物対策に関すること。
- (11) 拳銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること。
- (12) 前号に掲げるもののほか、銃器対策に関すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課の主管に属しない組織犯罪の取締りに関すること。

鑑識課

- (1) 犯罪鑑識に関する事。
- (2) 鑑識施設の管理に関する事。
- (3) 鑑識資料の検査、鑑定及び保管に関する事（科学捜査研究所の主管に属するものを除く。）。
- (4) 鑑識技能に関する事。

科学捜査研究所

- (1) 科学捜査の調査及び研究に関する事。
- (2) 鑑識資料の法医学、理化学及び心理学に関する検査及び鑑定並びにその保管に関する事。

機動捜査隊

機動捜査活動に関する事。

5 交通部に属する課及び隊の事務は、次のとおりとする。

交通企画課

- (1) 部の事務の総合調整に関する事。
- (2) 交通警察の運営に関する企画に関する事。
- (3) 交通事故防止対策に関する事。
- (4) 交通安全教育及び交通安全運動に関する事。
- (5) 交通事故の分析及び交通統計に関する事。
- (6) 交通安全学習館に関する事。
- (7) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の施行に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課及び隊の主管に属しない事。

交通規制課

- (1) 交通規制に関する事。
- (2) 交通安全施設に関する事。
- (3) 交通情報及び交通管制に関する事。
- (4) 交通公害に関する事。
- (5) 道路使用等の許可に関する事。
- (6) 自動車の保管場所に関する事。

交通指導課

- (1) 交通の指導及び取締りに関する事。
- (2) 交通反則行為の処理に関する事。
- (3) 交通事故の処理及び交通犯罪の捜査に関する事。
- (4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による放置違反金に関する事務及び車両の使用の制限に関する事。

運転免許課

- (1) 運転免許及び運転免許試験に関する事。
- (2) 総合交通センターの運営に関する事。

- (3) 運転免許の取消し、停止等の処分に関する事。
- (4) 運転免許に係る講習及び適性検査に関する事。
- (5) 指定自動車教習所の指導及び監督に関する事。
- (6) 運転免許事務の委託に関する事。

交通機動隊

- (1) 交通機動取締りに関する事。
- (2) 犯罪又は事故の発生時の初期的処理に関する事。
- (3) 警察署長の要請に基づく応援活動に関する事。

高速道路交通警察隊

- (1) 高速道路における交通警察に関する事。
- (2) 前号に掲げるもののほか、高速道路における警察事務の初期的処理に関する事。

6 警備部に属する課及び隊の事務は、次のとおりとする。

公安課

- (1) 部の事務の総合調整に関する事。
- (2) 警備警察の運営に関する企画に関する事。
- (3) 警備情報に関する事（外事課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 次に掲げる犯罪その他警備犯罪の捜査に関する事（外事課の主管に属するものを除く。）。

イ 刑法（明治40年法律第45号）第2編第2章及び第3章に規定する犯罪

ロ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に規定する犯罪

ハ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和27年法律第138号）第6条及び第7条に規定する犯罪

ニ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）に規定する犯罪

- (5) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課及び隊の主管に属しない事。

警備課

- (1) 緊急事態に対処するための計画の立案及びその実施に関する事。
- (2) 警備方針の策定及びその実施に関する事。
- (3) 警衛に関する事。
- (4) 警護に関する事。
- (5) 災害警備に関する事。
- (6) 警察用航空機の運用に関する事。
- (7) 集会、集団行進及び集団示威運動に関する関係各市条例の運用に関する事。

外事課

- (1) 外国人に係る警備情報に関すること。
- (2) 外国人又はその活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズムに関する警備情報に関すること。
- (3) 次に掲げる犯罪の捜査に関すること。

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する犯罪

ロ 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及び関税法（昭和29年法律第61号）に規定する犯罪のうち国際的な平和及び安全の維持に係るもの

ハ 公安課に関する部分第4号に掲げる犯罪その他警備犯罪で外国人に係るもの

ニ 公安課に関する部分第4号に掲げる犯罪その他警備犯罪で前号のテロリズムに関するもの

- (4) サイバー攻撃対策に関すること。

機 動 隊

- (1) 警備実施活動に関すること。
- (2) その他本部長の特命事項に関すること。

（警察学校の事務）

第5条 警察学校においては、次の事務を処理する。

- (1) 新任警察職員の教育訓練の実施に関すること。
- (2) 現任警察職員の教育訓練の実施に関すること。

（例外事務）

第6条 主管が明らかでない事務があるときは、部内にあつては部長が、2部以上にわたる場合にあつては本部長が定める。

第7条 臨時又は特殊の事務については、第3条、第4条及び第5条の規定にかかわらず、特に職員を指定し、又は本部、協議会、委員会等を設けて処理させることができる。

（その他）

第8条 この規則の施行について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和30年1月28日公安委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和30年1月20日から適用する。

付 則 （昭和30年7月1日公安委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、室の設置に伴う改正部分については、昭和29年11月1日から適用する。

付 則 （昭和31年10月30日公安委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和30年10月15日から適用する。

付 則 (昭和32年3月29日公安委員会規則第1号)

この規則は、昭和32年4月1日から施行する。

付 則 (昭和34年1月9日公安委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和34年1月1日から適用する。

付 則 (昭和34年12月1日公安委員会規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和36年3月27日公安委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和37年3月30日公安委員会規則第1号)

この規則は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則 (昭和38年3月22日公安委員会規則第1号)

この規則は、昭和38年3月23日から施行する。

附 則 (昭和39年3月26日公安委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和40年2月26日公安委員会規則第1号)

この規則は、昭和40年3月1日から施行する。

附 則 (昭和40年3月26日公安委員会規則第2号山口県警察本部組織規則等の一部を改正する規則1条による改正附則)

この規則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (昭和41年4月1日公安委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和42年3月28日公安委員会規則第1号)

この規則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則 (昭和43年3月26日公安委員会規則第2号)

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則 (昭和43年6月28日公安委員会規則第3号)

この規則は、昭和43年7月1日から施行する。

附 則 (昭和43年8月20日公安委員会規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和44年4月1日公安委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和44年10月1日公安委員会規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年10月1日公安委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年1月26日公安委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1項警務課に関する部分、同項秘書課に関する部分及び同条第3項外勤課に関する部分の改正規定は、昭和46年3月25日から施行する。

附 則 (昭和46年3月25日公安委員会規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年3月28日公安委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年3月31日公安委員会規則第2号)

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年10月1日公安委員会規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年4月1日公安委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年4月1日公安委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年3月22日公安委員会規則第1号)

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年4月1日公安委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年4月1日公安委員会規則第1号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年10月1日公安委員会規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年12月26日公安委員会規則第5号)

この規則は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則 (昭和56年3月17日公安委員会規則第1号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年3月18日公安委員会規則第1号抄)

(施行期日)

1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年8月29日公安委員会規則第3号)

この規則は、昭和61年9月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月20日公安委員会規則第1号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年3月29日公安委員会規則第1号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月29日公安委員会規則第1号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月21日公安委員会規則第1号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年6月16日公安委員会規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年3月31日公安委員会規則第11号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年12月22日公安委員会規則第7号)

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月22日公安委員会規則第1号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年7月19日公安委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年3月16日公安委員会規則第2号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年10月1日公安委員会規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年2月22日公安委員会規則第2号)

この規則は、平成12年3月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月24日公安委員会規則第3号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年11月24日公安委員会規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年2月20日公安委員会規則第3号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月23日公安委員会規則第6号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年11月16日公安委員会規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年3月19日公安委員会規則第3号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年5月31日公安委員会規則第5号)

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月18日公安委員会規則第1号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年8月22日公安委員会規則第9号)

この規則は、平成15年9月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月16日公安委員会規則第1号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月27日公安委員会規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月15日公安委員会規則第4号)

この規則は、平成17年3月24日から施行する。

附 則 (平成17年3月29日公安委員会規則第6号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日公安委員会規則第7号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年5月30日公安委員会規則第11号)

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月23日公安委員会規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月1日公安委員会規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年7月10日公安委員会規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月25日公安委員会規則第2号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日公安委員会規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項警察県民課に関する部分の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年7月14日公安委員会規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日公安委員会規則第6号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第4条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日公安委員会規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月23日公安委員会規則第3号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第4条第3項組織犯罪対策課に関する部分の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年7月6日公安委員会規則第8号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日公安委員会規則第2号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月17日公安委員会規則第4号)

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日公安委員会規則第2号)
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日公安委員会規則第3号)
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月22日公安委員会規則第2号)
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年10月11日公安委員会規則第5号)
この規則は、平成28年11月30日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日公安委員会規則第3号)
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月13日公安委員会規則第1号)
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日公安委員会規則第1号)
この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第四条第六項外事課に関する部分の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年8月30日公安委員会規則第7号)
この規則は、令和元年9月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月12日公安委員会規則第1号)
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月17日公安委員会規則第5号)
この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月11日公安委員会規則第2号)
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月16日公安委員会規則第6号)
この規則は、令和4年9月20日から施行する。

附 則 (令和5年3月3日公安委員会規則第1号)
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月1日公安委員会規則第2号)
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年2月28日公安委員会規則第2号)
この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年8月29日公安委員会規則第7号)
この規則は、令和7年9月1日から施行する。

附 則 (令和8年2月27日公安委員会規則第1号)
この規則は、令和8年4月1日から施行する。